

議案第143号

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月3日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

さいたま市心身障害者医療費支給条例（平成13年さいたま市条例第168号）の
一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) [略] (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、<u>次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者</u></p> <p><u>イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第54条第1項に規定する支給認定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)・(2) [略] (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、<u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの</u></p>

通院医療に係るものに限る。以下「精神通院医療」という。）を受けているもの

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(対象者)

第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者総合支援法第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する主務省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第18項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

イ～コ [略]

(2)～(13) [略]

2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)～(4) [略]

(5) 前条第1項第3号イに該当する者で、同項各号（第3号イを除く。）のいずれにも該当しないもの（以下「2級の精神障害を有する者」という。）で次のいずれかに該当するもの

ア さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例（平成19年さいたま市条例第53号）第6条第1項の規定による子育て支援医療費助成金の支給を現に受

(4)・(5) [略]

2～5 [略]

(対象者)

第3条 医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。）又は被扶養者である心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設若しくは同条第6項に規定する主務省令で定める施設（次号において「障害者支援施設」という。）、身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者（障害者総合支援法第5条第17項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居に入居している者を含む。）

イ～コ [略]

(2)～(13) [略]

2 前項の規定（同項第1号アからコまでの規定を除く。）にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

(1)～(4) [略]

けている受給資格者が監護する乳幼児・児童
イ さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例
(平成13年さいたま市条例第180号) 第
7条第1項の規定によるひとり親家庭等医療
費の支給を現に受けている受給資格者又は当
該受給資格者が監護する児童

(6) [略]

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項、第4項及び第5項において登録を受けた者（以下「受給資格登録者」という。）に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。ただし、受給資格登録者が、2級の精神障害を有する者である場合は、当該者に対し、医療費助成金として精神通院医療に係る一部負担金の額に限り支給するものとする。

2～6 [略]

(受給資格の登録)

第5条 [略]

2・3 [略]

4 市長は、第3条第2項第5号アに掲げる者に該当したことにより対象者でなくなった者が、さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例による受給資格を喪失し、再び対象者の要件を満たすと認める場合にあっては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者を受給資格登録者として登録するものとする。

5 市長は、第3条第2項第5号イに掲げる者に該当したことにより対象者でなくなった者が、さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例による受給資格を喪失し、再び対象者の要件を満たすと認める場合その他の規則で定める場合にあっては、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者を受給資格登録者として登録するものとする。

(5) [略]

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者（以下「受給資格登録者」という。）に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。

2～6 [略]

(受給資格の登録)

第5条 [略]

2・3 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第3条の改正（「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市心身障害者医療費支給条例（以下「改正後の

条例」という。)第3条第2項第5号の2級の精神障害を有する者に該当する者(次項において「2級の精神障害を有する者」という。)が改正後の条例第5条第2項、第4項及び第5項の規定により登録を受けた場合において、当該者に係る改正後の条例第4条第1項ただし書に規定する医療費助成金(この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和8年6月30日までの診療に係るものに限る。以下この項において同じ。)については、当該者が改正後の条例第2条第5項に規定する医療機関等で医療を受け、かつ、当該医療機関等から当該医療に要した費用に係る情報の提供があった場合において、その内容を審査し、適当であると市長が認めるときは、改正後の条例第8条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該者に対し医療費助成金を支給することができる。この場合において、市長は、当該者に当該医療費助成金に係る情報を通知するものとする。

- 3 施行日において2級の精神障害を有する者が施行日から令和8年3月31日までの間に改正後の条例第5条第2項の規定による登録を受けた場合には、当該2級の精神障害を有する者に対し、施行日から当該登録をした日の前日までの改正後の条例第4条第1項ただし書の規定による医療費助成金を支給する。